

平成30年度税制改正について

目 次

一 平成30年度税制改正の経緯…………… 3	三 平成30年度税制改正の概要…………… 5
二 平成30年度税制改正の基本的考え方…………… 3	

一 平成30年度税制改正の経緯

平成30年度税制改正については、昨年12月14日に与党において「平成30年度税制改正大綱」が取りまとめられ、これを踏まえ、同月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、この大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「国際観光

旅客税法案」が本年2月2日に国会に提出され、前者は3月28日に成立し、3月31日に公布、後者は4月11日に成立し、4月18日に公布されました。

本稿においては、平成30年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「国際観光旅客税法」の概要を中心に説明します。

二 平成30年度税制改正の基本的考え方

安倍内閣はこの5年間、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできているところであり、雇用が200万人近く増加し、正社員の有効求人倍率が調査開始以来初めて1倍を超え、賃金も2%程度の賃上げが4年連続で実現するなど、雇用・所得環境は大きく改善しています。

この経済の成長軌道を確認なものとするため、安倍内閣は「生産性革命」と「人づくり革命」を断行することとしており、また、人生100年時代を見据え、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を作り上げる必要があります。

このため、平成30年度税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあま

ねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設等を行いました。

このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行うこととしており、多岐にわたる内容となっています。

これらの改正により、平年度で1,590億円の増収、平成30年度においては10億円の減収となることが見込まれます（参考）参照。

(参考)

平成30年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	▲ 370	—
(2) 給与所得控除の見直し	730	—
(3) 公的年金等控除の見直し	70	—
(4) 基礎控除の通減・消失化	350	—
(5) 公募投資信託等の内外二重課税の調整等	▲ 50	—
個人所得課税 計	730	—
2. 資産課税		
(1) 事業承継税制の特例の創設等	▲ 710	▲ 310
(2) 農地等の納税猶予制度の見直し	▲ 20	0
資産課税 計	▲ 730	▲ 310
3. 法人課税		
(1) 賃上げ及び投資の促進に係る税制上の措置	▲ 1,610	▲ 1,290
(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設	▲ 130	▲ 120
(3) 所得拡大促進税制の見直し	1,740	1,390
(4) その他の租税特別措置の見直し	▲ 10	▲ 10
法人課税 計	▲ 10	▲ 30
4. 消費課税		
(1) 国際観光旅客税の創設	430	60
(2) たばこ税の見直し	1,280	270
(3) 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し（消費税）	▲ 110	—
消費課税 計	1,600	330
合 計	1,590	▲ 10

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「3.(4)その他の租税特別措置の見直し」は、高度省エネルギー投資促進税制等の創設（平年度▲40億円、初年度▲30億円）、原子力発電施設解体準備金制度の見直し（平年度▲80億円、初年度▲80億円）及び環境関連投資促進税制の廃止（平年度110億円、初年度100億円）である。

(注3) 「4.(2)たばこ税の見直し」の平年度の増収見込額は、平成34年10月以降に適用される改正の増収見込額である。なお、見直しによるたばこ特別税の減収見込額（特別会計分）は、平年度▲102億円、初年度▲24億円と見込まれる。

三 平成30年度税制改正の概要

1 個人所得課税の見直し

個人所得課税については、一昨年、与党でとりまとめた「平成29年度税制改正大綱」において、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の回復等の観点から、見直しに向けた基本的方向性が示されており、今回の改正はそれに沿ったものとなっています。見直しは、大きく分けて(1)から(4)の4つの柱からなります。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

現在の個人所得課税の制度は、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースを念頭に作られています。しかしながら、近年、例えば、特定の企業や組織に属さず専門知識を活かしてフリーランスとして仕事を請け負う、子育てをしながら会社員時代に培った技能を活かして在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし起業支援等の形で活躍するなど「働き方の多様化」が進展しています。

こうした働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除を同額引き上げることとしました。

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、実額の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきました。このため、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきており、控除額が頭打ちとなる給与収入を1,000万円超まで引き下げられました。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げることとしています。子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等には負担増が生じないよう措置を講ずることとしています。

(3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設けるとともに、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額を引き下げることとしました。

(4) 基礎控除の見直し

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの指摘がなされてきました。

このため、控除額を逡減・消失させることとしました。具体的には、基礎控除について、所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みとしています。

2 デフレ脱却・経済再生

(1) 賃上げ・生産性向上のための税制

法人税については、平成27・28年度に行った法人税改革において、課税ベースの拡大や租税

特別措置の見直し等で財源を確保しつつ、実効税率を20%台まで引き下げることにより、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、積極的な投資や賃金上げが可能な体質への転換を促してきました。

現在、企業収益が好調に推移する中、企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すことが重要です。

こうした観点から、新たに賃上げ・生産性向上のための税制として以下の措置を講じています。

① 賃上げ及び投資の促進に係る税制

生産性向上のための設備投資、従業員の人材育成等を行いつつ、賃上げ率対前年度3%を達成した企業について、法人税額の20%を限度として、最大で対前年度賃上げ額の20%を法人税額から控除できる措置を講じています。

② 情報連携投資等の促進に係る税制

企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図るなどの取組みを企業が行う際に必要となる投資について、法人税額の20%を限度として、最大で投資額の5%を法人税額から控除できる措置を講じています。

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加しているにも関わらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない大企業について、研究開発税制等、生産性の向上に関連する租税特別措置の適用を行わないこととしました。

④ 中小企業における賃上げの促進に係る税制

中小企業における持続的な賃上げを促すため、賃上げ率対前年度1.5%を達成した企業について、法人税額の20%を限度として、対前年度賃上げ額の15%を法人税額から控除できる措置を講じています。さらに、賃上げ率2.5%以上等の要件を満たす場合には、税額控除率を10%上乘せすることとしています。

(2) 事業承継税制の拡充

中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっています。

こうした状況を踏まえ、中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制について、10年間の特例措置として抜本的な拡充を行いました。

具体的には、現行では株式総数の3分の2までとされている猶予対象の株式の制限を撤廃するとともに、納税猶予割合を80%から100%に引き上げることにより、贈与・相続時の納税負担が生じない制度としました。また、雇用確保要件を弾力化するとともに、複数名から最大3名の後継者に対する贈与・相続にも対象を拡大することで、様々な承継パターンに対応した使い勝手の良い制度としました。さらに、経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安にも対応しています。

(3) 事業再編の環境整備

企業外の経営資源・技術を取り込み、企業の生産性向上を実現するには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中等を進めていくことが重要です。

これらの事業再編を強力に推し進めていく観点から、改正産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定を受けた事業者が、自社株式を対価とした公開買付けなど任意の株式の取得による事業再編を行った場合に、その株式の交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べることとしました。

(4) 国際観光旅客税の創設

訪日外国人旅行者数が2016年に2,400万人を数え、2017年は2,800万人を上回るなど、訪日観光需要が堅調に拡大する中、観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱となっています。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえれば、より高次元な観光施

策を展開することが急務であるため、日本からの出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設し、「観光先進国」の実現に向けた施策に必要な財源の確保を図ることとしました。その税収は、日本人出国者を含む負担者の納得が得られるよう、先進的で費用対効果が高い施策に充てることとしており、具体的には、スムーズな出入国手続きをはじめ、快適に旅行できる環境整備等に充てることとしています。

(5) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、一定の条件の下、家電製品などの「一般物品」と化粧品などの「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とするとともに、現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続の電子化を進めることとしました。

(6) 地方拠点強化税制の見直し

東京から地方への移転を促す観点から設けられた地方拠点強化税制について、東京一極集中の是正を図るという趣旨をより明確に制度に反映するとともに、首都圏から地方に移転する企業に積極的な税制の活用を促すため、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても対象とするなどの見直しを行いました。

3 経済社会の国際化・ICT化等への対応

(1) 国際課税制度の見直し

国際課税については、日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な脱税や租税回避に対して効果的に対応していくこととしています。

このため、「BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト」を着実に実施する取組みの一環として、日本に進出する外国企業等の事業利益

に対する課税の有無を決める「恒久的施設」（PE）の範囲について、PE認定を人為的に回避することによる租税回避を防止するための見直しを行いました。

具体的には、保管・展示・引渡しなど、現行制度ではPEに該当しないものとされている特定の活動のみを行う場所であっても、その活動が準備的・補助的な性格のものでない場合はPEに該当することとし、また、契約締結代理人等について、PEに該当する範囲を拡大するなどの見直しを行いました。

(2) 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し

外国人が出国後に行った相続・贈与に対する課税については、課税逃れを防ぐ観点から、平成29年度改正において、日本に長期間（10年超）滞在した外国人が出国後5年以内に行った相続・贈与については国外財産にも相続税・贈与税を課税することとしましたが、例えば引退後に母国に戻った外国人が死亡したような場合にまで、日本の相続税を課す必要はないのではないかとの指摘がなされてきました。

このため、外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産には課税しないこととしました。ただし、租税回避抑制の観点から、日本に長期間（10年超）滞在した外国人が、出国から2年以内に再び日本に住所を戻した場合には、出国後に行った贈与について、国外財産にも贈与税を課税することとしています。

(3) 税務手続の電子化の推進

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進することで、利便性の高い納税環境を整備するとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要です。

こうした観点から、提出情報等のスリム化やデータ形式の柔軟化など申告データの円滑な電子提出のための環境整備を進めつつ、大法人に

電子申告を義務化することとしました。また、現行、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について電磁的方法による提出（電子提出）を可能とするなど、所得税の年末調整手続の電子化を推進することとしています。

(4) 適正な納税のための環境整備

適正・公平な課税を実現し、税制に対する国民の信頼を確保する観点から、以下の取組みを進めることとしました。

① 金の密輸に対応するための関税・消費税の罰則強化

近年、金の密輸入事件が多発し社会的に大きな問題となっていることを受け、金の密輸に対する抑止効果を高め、密輸者に一層の経済的不利益を与える観点から、関税法上の無許可輸出入罪の罰則及び輸入に係る消費税等のは脱罪の罰則を強化しました。

② 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

平成20年に制度が創設された一般社団法人については、個人の資産を法人に移転し、役員を交代して親から子に財産の支配権を移転することで、実質的に相続税の課税を免れることができるとの指摘がなされてきました。

こうした状況を踏まえ、同族関係者が理事

の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税することとしました。併せて、個人から一般社団法人への贈与等について、一定の要件を満たせば贈与税等を課税する現行規定を明確化しました。

4 たばこ税の見直し

たばこ税については、財政事情が厳しいことを踏まえ、税率を1本当たり1.5円（国・地方合計で3円、1箱当たり60円）引き上げることとしました。税率の引上げは、消費者やたばこ関係事業者への影響に配慮し、1本当たり0.5円（国・地方合計で1円）ずつ3回に分けて段階的に実施します。

また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、現行、パイプたばことして課税されているものの、従来のパイプたばこは大きく異なる特性を有しており、製品特性が反映されていない課税方式であることから、加熱式たばこ紙巻たばこの間や加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在することが課題となっています。これを是正するため、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととしていますが、開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、新課税方式への移行は5回に分けて段階的に実施します。